

令和7年度 小平第九小学校 駐車申込書

1 敷地内駐車利用規則

(1)	本校敷地内の運転、駐車に関して発生した事故、盗難等について、本校に故意又は重過失がある場合を除き、学校は一切の責任を負わないものとする。
(2)	本校敷地内に駐車線等はないことを申込者は了承の下、申し込む。本校敷地内の運転、駐車については運転者は十分に注意する。
(3)	駐車場所に関しては、原則、北門付近敷地内とし、学校警備員の指示に従う。
(4)	駐車後は、駐車許可証をダッシュボードの外から見える位置に表示し、駐車した旨を必ず学校警備員に伝える。
(5)	予め申請した学校施設利用時間以外の駐車は厳禁とする。
(6)	本利用規約を順守していない状況を発見した場合、駐車許可を取り消す。
(7)	駐車許可は年度ごとの更新とし、更新する場合は新たに本申込書を作成し、申し込む。

2 駐車場所・許可台数

駐 車 場 所	利用期間	令和 年 月 日 から 令和8年3月31日 まで		
	駐車場所	小平市立小平第九小学校	駐車申込台数	※2台まで

3 利用団体について

利 用 団 体	団体名	
	代表者名	

4 申込人について

申 込 人	フリガナ			
	氏 名			
	住 所			
	連絡先	電話		
	緊急連絡先	氏名	電話	

上記記載事項に相違なく申し込みをいたします。
令和 年 月 日
申込人氏名

決裁結果	承認	不承認
決裁印	校長	副校長
決裁日	令和 年 月 日	

①申込書の提出及び許可証の発行は副校長を窓口とし、申込人が来校する。

②学校決裁後、学校は申込人に写しを1部渡し、双方で1部ずつ保管する。

③期限の過ぎた駐車許可証は学校へ速やかに返却する。

許可 R7_No.

許可 R7_No.